

8/27
朝日

原発事故避難中に自殺

東電に4900万円賠償命令

福島地裁

東京電力福島第一原発の事故後、福島県川俣町から避難を強いられ、一時帰宅中に自殺した渡辺はま子さん(当時58)の遺族が、東電に計約9100万円の賠償を求めた訴訟で、福島地裁は26日、東電に計約4900万円の支払いを命じる判決を言い渡した。潮見直之裁判長は「自殺と原発事故との間には相当因果関係がある」と、遺族側の主張を認めた。

▼37面II遺族は

東電によると、原発事故と自殺の因果関係を認めたと判決は初めて。遺族側の弁護団は「避難による精神的苦痛を正面から認めた」と評価した。

訴えていたのは、はま子さんの夫の幹夫さん(64)ら遺族。はま子さんは2011年6月、計画的避難区域になった川俣町山木屋地区から福島市のアパートに避難し、不眠や体重減少などに悩まされた。約3週間

後、一時帰宅で1泊した自宅の庭先で焼身自殺した。

判決は、はま子さんが58年間暮らした山木屋の人々とのつながりや養鶏場の仕事を原発事故で失い、不慣れたアパート暮らしを余儀なくされたと指摘。「耐え難いストレスがはま子さんをうつ状態にさせ、自殺に至らせた」と認めた。東電は「判決の内容を精査し、引き続き真摯に対応します」との談話を出した。(根岸拓朗)